

「京都式農福連携補助金」活用に係る農地の適正利用について

◎農地を利用するために必要なこと

○農地の所有者から借り受ける又は購入する。

※農業委員会の許可が必要

(出所:「農」と福祉の連携「福祉分野に農作業を」～支援制度などのご案内～ Ver. 4)

◎農地の利用に係る要件

<基本的要件>

- 1、機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること。
- 2、農地取得後の農地面積の合計が規定以上であること。
- 3、水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと。

<法人で農地を借りる要件>

- ・貸借契約に解除条件が付されていること。
- ・地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと
- ・業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること。

◎農地の利用にあたっての留意点

建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく占有の許可又は農地法（昭和27年法律第229号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく許可又は公告等を必要とするときは、事業実施主体が、関係法令の定めるところにより、これらを得ることが確実であること。

「京都式農福連携補助金」の利用にあたっては、上記利用要件、留意点等を踏まえ、別添申請要領のとおり必要書類をご提出ください。

京都府の農業委員会

市町村	住所	電話番号
京都市	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地	075-212-9050
福知山市	〒620-8501 京都府福知山市字内記 13 番地の 1	077-324-7046
舞鶴市	〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸 1044 番地	077-366-1023
綾部市	〒623-8501 京都府綾部市若竹町 8 番地の 1	077-342-3280
宇治市	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地	077-422-3141
宮津市	〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1	077-245-1645
亀岡市	〒621-8501 京都府亀岡市安野町々神 8 番地	077-125-5059
城陽市	〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口 16・17	077-456-4009
向日市	〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地	075-931-1111
長岡京市	〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目 1 番 1 号	075-955-9536
八幡市	〒614-8501 京都府八幡市八幡園内 75	075-983-1111
京田辺市	〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80	077-464-1368
京丹後市	〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地	077-269-0040
南丹市	〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地	077-168-0067
木津川市	〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110-9	077-475-1220
大山崎町	〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目 3	075-956-2101
久御山町	〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地	075-631-9964
井手町	〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水 67	077-482-6162
宇治田原町	〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出 10	077-488-6638
笠置町	〒619-1303 京都府相楽郡笠置町笠置西通 90-1	074-395-2301
和束町	〒619-1295 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水 14-2	077-478-3001
精華町	〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地	077-495-1903
南山城村	〒619-1411 京都府相楽郡南山城村北大河原久保 14-1	074-393-0105
京丹波町	〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷 62 番地 6	077-182-0200
伊根町	〒626-0493 京都府与謝郡伊根町字日出 651 番地	077-232-0501
与謝野町	〒629-2498 京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地	077-243-2191